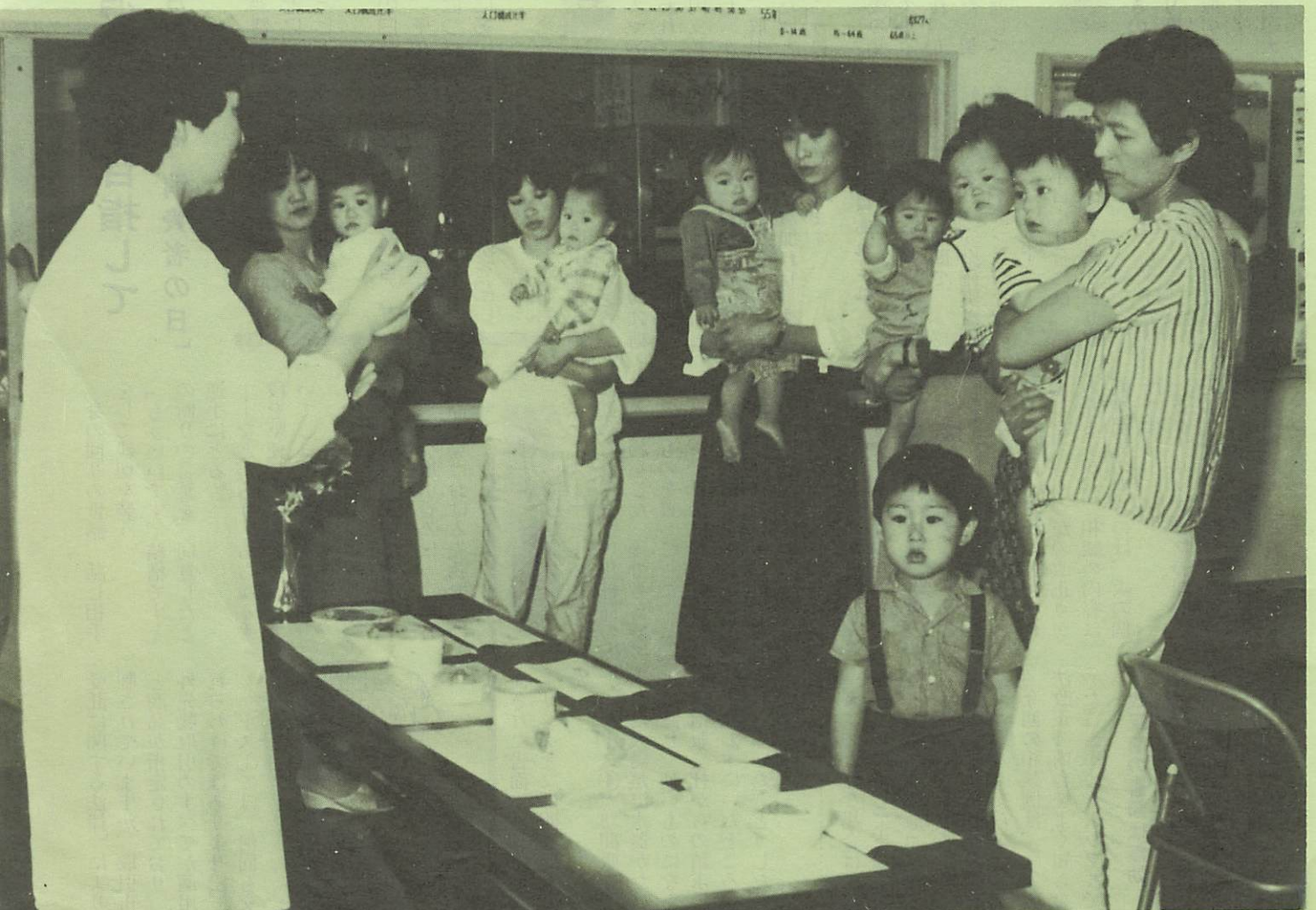


広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 4111番(代) ☎754-12
印刷 よしの印刷株式会社



栄養士さんの指導を受けるお母さん

町の母子保健事業

事業名	内容
妊婦衛生教育	これからお母さんとなる人たちのための食事指導など
乳幼児衛生教育	1歳前後の赤ちゃんのしつけ、食事の指導
1歳6か月児健康診査	内科検診、歯科検診、検尿、身長・体重測定しつけの指導
育児相談	相談の受け付けと指導
3歳児検診	内科・歯科検診、検尿、身長・体重測定、しつけの指導
訪問指導	保健婦と町長が委嘱している母子保健推進員さん(25人)による妊婦・乳幼児の訪問指導

※ 3歳児検診は県事業で町が協力しているもの

自信をつけて正しい育児

町の母子保健事業を利用して

阿知須町内では、毎月六、七人の赤ちゃんが誕生しています。町ではこの赤ちゃんとお母さんのために、いろいろな保健事業を行っています。

五月七日に開かれた乳幼児衛生教育もその一つ。奇数月の第一火曜日に町役場保健室で、町保健婦、栄養士が一歳未満児の発育程度の検査やしつけ、食事の指導や助言をしています。

この日は、離乳食を終えた赤ちゃんのための「幼児食」の指導。栄養士の門出三重子さん(東)が「バランスのとれた食事のとり方」について、実際に作ったり、見本を展示したりして、わかりやすく指導しました。

町の保健婦は「最近のお母さんは、育児に関する情報があまりにも多すぎるため、どれが一体正しいのか、迷われているようです。育児で大切なことは、まず親が自信を持つことです。迷ったら、町の保健事業を利用して正しい育児を自分自身でみつけて欲しいですね」と話しています。町の母子保健事業は別表。

自立する消費者を目指して

五月三十日は「消費者の日」

五月二十日は「消費者の日」。消費者の自覚をさらに高め、事業者などに消費者保護の精神を一層普及させることを目的として、昭和五十一年に定められたものです。

今回の「消費者の日」では、「自立する消費者」が重点テーマですが、そのためには正しい消費の知識を消費者自身が身につけることが大切です。そこで、全国的に多い消費問題の相談事例を記してみました。

相談事例

【ケース①】セールスマンに、安全で確実だといわれ、香港の金取引に一千万円支払った。何回か取引を重ね、かなりの損になっている。取引からいっさい手を引きたいと申し出ているが、いっこうに応じない。

【ケース②】七十七歳の父が、ロンドン市場のガスオイルの先物取引を勧誘され、五十万円で支払ってしまった。契約を撤回し五十万円を返してやりたい。

回 答

海外商品取引で、取引の意思がないなら、はっきり断る

この数年、海外商品取引による被害が増えています。三年くらい前は、香港の大

「身の回りの世話、話し相手をして親切を装う」「もついいです、結構ですとの断りの言葉を、同意したと逆手にとる」

など、ありとあらゆる手段を駆使しているといっています。法で規制しているがすべてには適用されない

悪質な取引行為は、「海外商品市場における先物取引の

相談事例

【ケース③】セールスマンに勧められるまま、化粧品を購入契約をした。後で考えて不要なものを買ってしまったと思ひ、十日後に解約を申し出たところ、「クーリングオフ期間が過ぎていたので、解約には応じられない」とい

回 答

割賦販売法の改正点の理解がトラブルを防ぐ

昨年、割賦販売法が改正され、十二月一日から施行されました。いくつかの改正点がありますが、ご相談の内容に直接関係のあるのは、次の個所です。

☆クーリングオフの期間が四日間から七日間に延長された(同時に、訪問販売等に関する法律も改正された)

「受託に関する法律」により規制されていますが、取引市場と商品が指定されており、海外先物取引のすべてが適用されるわけではありません。ケース①では、何回も交渉



し、ようやく手舞い(一切の取引をやめること)に応じましたが、残金の約五百万円が返金されず、弁護士をたてて交渉することになりました。ケース②は、生活保護をつけている一人暮らしのお年寄り、しかも病人であるのに、業者は、「取引は公正に行った。返金しない」と拒否しています。

このように、海外商品取引は、悪質な業者やセールスマンが多いというほか、刻々変わる相場を確認するのが難しい、為替相場も変動する、相場の先行きを予想するための資料が乏しい、などから一般消費者にとっては極めて危険なものです。こうした取引にはどんなに勧められても応じないことが賢明でしょう。また、取引をする意思がない場合は、あいまいな返事をせずはっきりと断ることが大切です。

渡された書面には、確かにクーリングオフは四日間とあった。

【ケース④】訪問販売で購入した太陽熱温水器がたびたび故障し、使いものにならない。信販会社からの請求に対し支払わずにいたところ、催告状が届いた。どうしたらよ

回 答

☆次のような場合は、信販会社などに対して支払いを拒むことができるようになった。

▽商品の引渡しがない
▽商品に欠陥があるなど使えないものにならない
今回の相談例は、両方とも法改正の内容をよく知らなかったことによるトラブルです。

改正前の書類は無効
ケース③は、業者が改正前の割賦販売法による古い書面を訂正せずに使ったもので、法的には無効です。

ですから、改めて「クーリングオフは七日間」であることを告げられ、その期間が経過するまでは解約できません。この相談の場合も、改正割賦販売法に基づき、無条件で解約できました。

信販会社にトラブルを連絡

ケース④は、商品代金の支払い先が、立替払いをした信販会社であり、販売会社でない場合のトラブルです。仮に、代金の支払い先も販売会社であったら、商品を完全に修理する、あるいは交換するなどして納得するまで支払いを拒むこともできます。

この場合、信販会社でも、そのトラブルを知っていることが必要です。この相談例の場合は「知らなかった」のが原因です。ですから、商品についてのトラブルが発生したら、そのことをできるだけ早く信販会社に知らせておくことが大切です。



その際、信販会社から「支払い停止のお申立の内容に関する書面」が送られてきたときは、必要事項を記入して早めに提出するようにしてください。

生活騒音、あなたも 身近なところから自主点検!



お隣り同志のちょっとした心づかいで、生活騒音は避けることができます。





“これくらい”の音でも、他人には大きな迷惑。お互いに気をつけて生活騒音防止を!

生活をしていく上でやむをえない音、自分には快い音でも、他人には不快な「騒音」としてとらえられてしまう場合があります。例え

ば、聴いている本人は楽しく快いステレオも、ご近所には、ただの騒音、ピアノのレッスンも弾いている本人は懸命でも、他の人にはがまんにならない音になることもあるので注意しましょう。

下の表でYESが多い人ほど要注意です!!

日頃、気づかぬうちに、騒音でご近所に迷惑をかけているのかもしれない。なにげなく過ごしている生活のひとつひとつに気を配りましょう。

こんなことに、心あたりがありますか?	YES	NO	あなたも工夫してみましよう。
深夜、早朝に長時間自動車のカラふかしをする。 			深夜、早朝は、自動車のカラふかしも最小限に。燃費の節約にもなります。
寝る前に風呂などの水を流している。(共同住宅)			深夜は、風呂、台所などできるだけ排水しないようにしましょう。
テレビ・ステレオを大きな音で聴いている。 			深夜、早朝は特にポリウムをしぼって。ヘッドホーンなどの利用も気軽に行いましょう。
勢いよくドアや窓を開閉する。			乱暴な開け閉めをやめましょう。特に早朝、深夜は気をつけて。
犬などのペットが庭で長時間ほえたり、鳴いたりする。 			運動不足、不規則な食事などが原因になることもあります。愛情をもって世話をしましょう。
洗濯機のモーターの音が大きい。			低騒音の機種を選んだり、設置場所に注意したりしましょう。
家でピアノを弾くが防音対策は考えたことがない。			窓やドアを閉める、ピアノの向きを変える、隣室に移す、防音装置…などの対策を。弾く時間も考えて。
クーラーを人が寝静まった深夜までつけている。 			低騒音機種を選び、また設置場所もよく考え、できれば深夜の使用は控えましょう。

「ロス五輪と私」

柔道の山下氏来町

6月9日、講演会

ロス・オリンピックの柔道で劇的な優勝をし、国民栄誉章を受けた山下泰裕氏(東海大学講師)が来町し、次のとおり講演会が開かれます。

▽日時 六月九日(日)午後五時から六時半まで

▽会場 町公民館三階大講堂
▽演題 「ロス・オリンピックと私」

▽その他 入場は無料で、どなたでも聴講できます。

町内バドミントン大会は六月九日(日)

第三回町内バドミントン大会が次のとおり開かれます。

▽日時 六月九日(日)午前九時

▽会場 勤労者体育センター
▽種目 地区対抗戦・個人戦

不正大麻・ケシを撲滅しよう

五月・六月は「不正大麻・けし撲滅運動」の月間です。

けしのうちでも「おにげし」や「ひなげし」などは観賞用として植えてもよいのですが、それ以外のけしは、麻薬成分を含んでおり勝手に植えては

いけないものです。植えて悪いケシ、大麻を発見したときや見分け方が判らないときは、阿知須派出所か、山口保健所へ連絡を。

山口保健所へ連絡を。

昭和60年度農業労働標準賃金表

10a = 1反

種別	賃金	増率	備考
春田耕起ツク代 (平スキ)	円 6,000	3a以下 2割増	いっしょの場合 13,000円
5月耕うんツク代 (代カキ)	9,000	"	
秋田耕うんツク代 (うねたて)	6,500	"	
特殊田 (深田)	9,500	"	
畑耕起 (うねたて)	6,500	"	
平常雇	男 3,600 女 3,200		
ハーベスター	8,000		
農繁期雇	男 4,500 女 4,000		
防除代金	2,000		1回につき
バインダー	8,500		ヒモは機械もち
コンバイン	16,000	3a以下 2割増	
育苗・機械植	15,000		育苗 9,000円 機械植 6,000
もみの乾燥	10,000		ただし23袋まで たし、24袋以上は 相方について協議する
もみすり	500		1俵(60kg当り)
オペレーター	1,000		1時間当り

農業労働標準賃金きままる

阿知須町農業委員会(竹原繁雄会長)は六十年年度の農業労働標準賃金を表のとおり決

めました。賃金は食糧費などは含まれていません。この金額は標準賃金のため、地域の実情等により加減される場合もあり

問い合わせは町農業委員会事務局(産業課内)二二三番へ。
標準小作料は昨年並み
今年度の標準小作料は昨年と同額です。
小作契約をされるときは貸し手、借り手双方で、この標準小作料を参考にされるとよいでしょう。
小作契約は①農地法②農用地利用増進規定に基づくもの
③山口県農林開発公社との農地賃貸借契約の三種類があります。
この中のいずれかを適用し

農地の区分	小作料の標準額	備考
田	1級	10a当り収量 510kg以上
	2級	450kg以上 510kg未満
	3級	450kg未満
畑	7,000円	

て小作契約を結ぶことになり
ます。
標準小作料は別表のとおり。

◆催しもの◆

- 24日 日本脳炎接種(阿中、後一時半)
- 29日 三種混合接種(役、後二時半)
- 30日 日本脳炎接種(役、後一時半)
- 31日 日本脳炎接種(井小、後一時半) 麻しん接種(新井医院、後二時)
- 6月3日 日本脳炎接種(岩保・若幼、後一時半)
- 5日 妊婦衛生教育(役、前九時半)
- 6日 日本脳炎接種(役、後一時半)
- 11日 健康相談(役、前九時半) 育児相談(役、後一時半)

十七夜祭は6月30日(日)午後7時半花火開演

児童手当

現況届けは六月三十日まで

児童手当現況届けは、前年(五十九年)の所得の状況と今年六月一日現在の養育の状況などを確認するための届けです。

児童手当を受給されている人は、六月中にこの届けを町役場住民課に提出してください。届けを出されないと、引き

なす。提出される時には、印鑑を忘れずに。
なお、六月以降に資格のな

お知らせ



続いて受給資格があっても、六月分以降の児童手当を受けることができなくなり、その注意を。
必要書類は次のとおりです。現在受給しておられる人は住民課から民生児童委員さんを通じて配布いたしますが、今年から新しく受給される人は、住民課に請求してください。

くなる場合でも届けは必要です。
マイコン教室の生徒を募集中
六月一日までに
町教委へ連絡を

- ①現況届 銀行振込み用の口座番号を忘れずに。
- ②年金加入証明書(六月一日以降の証明) 請求者が会社などにお勤めの場合、必要です。
- ▽日時 六月十一日(火)から六月十四日(金)までの四日連続で午後七時から午後九時まで
- ▽会場 町公民館二階視聴覚室
- ▽定員 二十名、ただし定員に達した時は締切ります。
- ▽受講料 無料ですが、テキスト

河谷氏の記念講演も
5月25日 親切運動の総会
「小さな親切」運動阿知須町支部の総会が五月二十五日(土)午後一時半から町公民館で開かれます。

議事のと多々良高校教諭河谷芳俊氏の「三つの心」と題しての記念講演があります。河谷氏は教育者、宗教家、社会活動の実践家として知られた人で、主催者側では町民一般の聴講を歓迎しています。

必要です。
スト代として二千三百円ほど
申し込みは、五月二十七日(月)から六月一日(土)まで町教育委員会(有線四八九二番)で受け付けています。
糞の後始末は飼い主の責任
犬を運動させるときは、糞のあと始末をしてください。
運動に排泄はつきものです。公園や道路など、特に迷惑にならないように、糞のあと始末をするのは飼い主の責任です。
必ず糞とり道具を携行してください。